

鳥取縣公報

昭和十七年十二月二十六日
 第千三百九十六號

土曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5判

目次

- 告示
 - 輕車輛販賣價格指定……………一頁
 - 師範學校講習科卒業生ニ免許狀授與……………二頁
 - 米子市内度量衡計量器第一種取締執行……………三頁
 - 畜産組合役員選任認可……………三頁
 - 蔬菜及果實販賣價格指定中改正……………三頁
 - 煉炭及豆炭販賣價格指定……………七頁
- 彙報
 - 一月の常會徹底事項……………九頁
 - 民間金屬類特別回收本年度第二次實施要項……………二頁
 - 青少年は奮つて海軍に志願せよ……………三頁
 - 本縣黒ダイヤ戰士に全國初の表彰狀……………一五頁
 - 其の他……………

告示

◆鳥取縣告示第八百十四號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル輕車輛ノ最高販賣價格左ノ通指定ス

昭和十七年十二月二十六日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

本縣產荷車荷馬車最高販賣價格(單位一臺)

種別	銘柄	規	格	製造業者 最高販賣 價格
同	米子式	上臺長四尺巾二尺三寸 車輪徑二尺八寸以上 鐵輪厚三分巾一寸四分	八〇圓	
同	鐵輪厚三分巾一寸四分	上臺長五尺巾二尺 車輪徑二尺八寸以上 鐵輪厚三分巾一寸四分	六七	

00440

中車	鳥取式	上臺長五尺巾二尺四寸 車輪徑二尺八寸以上 鐵輪厚三分巾一寸六分	八六	
同	米子式	上臺長六尺巾二尺 車輪徑二尺九寸以上 鐵輪厚三分巾一寸六分	七二	
馬車	鳥取式	上臺長二尺九寸巾二尺五寸 車輪徑前二尺三寸以上 後二尺八寸以上 鐵輪厚四分巾後三寸	三六〇	ブレイキ
同	米子式	上臺長二尺巾二尺四寸 車輪徑前二尺四寸以上 後二尺八寸以上 鐵輪厚四分巾三寸	三三〇	ブレイキ

一、荷車ニシテ左ノ鐵輪幅ノモノハ本表價格ヨリ左ノ額ヲ減ジタル價格トス
 小車 鐵輪巾 一寸 額 六圓
 同 同 一寸二分 同 三圓
 中車 同 一寸四分 同 四圓
 二、本表價格ハ製造業者工場又ハ庭先渡價格トス
 三、本表價格ハ鳥取縣輕車輛工業組合ノ検査ニ依リ合格證ヲ押捺セルモノ、價格トス

鳥取縣告示第八百十五號

鳥取縣師範學校講習科卒業生左記ノ者ニ對シ昭和十七年十二月二十三日付頭書ノ免許狀ヲ授與セリ
 昭和十七年十二月二十六日
 鳥取縣知事 土肥米之

國民學校初等科准訓導	井川 貞良
同	石河 壽明
同	大江 秀一
同	落合 忠夫
同	尾田 秀稔
同	河上 繁光
同	北島 巖
同	櫻井 守
同	澁川 弘之
同	清水 博義
同	鈴木 泰輔
同	田中 節夫
同	田中 留藏

00441

同	田中好昭
同	德井 陟
同	戸田 一郎
同	富田 楨雄
同	中尾 薫
同	中森 善治
同	西垣 武雄
同	西上 芳雄
同	濱岡 潤三
同	樋口 克己
同	船越 永利
同	前田 源太郎
同	安田 晃
同	山下 金重

鳥取縣告示第八百十六號

度量衡法施行令第十四條ニ依リ米子市内度量衡器計量器第一種取締左記ノ通執行ス
 但シ検査日割區域及器物提出場所ハ當該市長ノ告示ニ依ル

鳥取縣告示第八百十七號

氣高郡畜産組合組合副長任期滿了ニ付左記ノ通選任ノ件昭和十七年十二月二十六日付認可セリ
 昭和十七年十二月二十六日
 鳥取縣知事 土肥米之

氣高郡瑞穂村大字下坂本二〇四番地
 組合副長 富山 長一郎

鳥取縣告示第八百十八號

昭和十六年八月鳥取縣告示第六百五十五號(蔬菜及果實ノ最高販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス
 昭和十七年十二月二十六日
 鳥取縣知事 土肥米之

00442

りんご、りんしゆうみかん、だいこん、かぶ、ごぼう、さといも、ねぎ、たまねぎ、きやうな、こまつな、かきちしや其ノ他ノ菜類
 しゆんぎく、ほうれんそうノ行ヲ左ノ如ク改メやつがしら及えびいもノ行ヲ削ル
 デリシヤス、ゴールデンデリシヤス、スターキング、
 りんご
 リチャドデリシヤス、インド

其ノ他

らんしゆうみかん

だいこん(亀戸だいこん及守口だいこんヲ除ク)

亀戸だいこん、守口だいこん

若立セルモノハ本表價格ノ三割下ゲノ額ニ依ルモノトス

八月ヨリ翌年二月迄	一、六三	〇、一九
三月	一、六八	〇、二〇
四月	一、七三	〇、二一
五月	一、八五	〇、二二
六月及七月	二、〇〇	〇、二四
十一月ヨリ翌年一月迄	一、三八	〇、一六
二月	一、五〇	〇、一七
其ノ他ノ月	一、六五	〇、二〇
十一月及十二月	〇、一九	〇、二五
一月	〇、二一	〇、〇三
十月及二月ヨリ四月迄	〇、二七	〇、〇三
五月ヨリ七月迄	〇、三〇	〇、〇三
八月及九月	〇、三三	〇、〇四
	〇、四五	〇、〇五

00443

かぶ

ごぼう

さといも(洗ヲ含ム)

やつがしら(子いもヲ除ク)

白芽ノ親いも(おんないも、まいも及臺灣いもヲ除ク)

其ノ他ノさといも(やつがしらノ子、おんないも、まいも
臺灣いも及えびいもヲ含ム)

ねぎ

若立セルモノハ本表價格ノ三割下ゲノ額ニ依ルモノトス
たまねぎ

二月及三月	〇、三四	〇、〇四
其ノ他ノ月	〇、三二	〇、〇四
十月ヨリ翌年一月迄	〇、六六	〇、〇八
二月ヨリ九月迄	〇、七〇	〇、〇八
十一月及十二月	〇、八三	〇、一〇
其ノ他ノ月	〇、九〇	〇、一一
十月及十一月	〇、二〇	〇、二五
十二月ヨリ翌年一月迄	〇、五〇	〇、〇六
二月ヨリ六月迄	〇、五五	〇、〇六
七月及八月	〇、七〇	〇、〇六
九月	〇、八〇	〇、〇八
一月ヨリ翌年一月迄及	〇、八〇	〇、〇九
五月ヨリ九月迄	〇、五八	〇、〇七
二月、三月一日ヨリ三月十五日迄	〇、四六	〇、〇五
三月十六日ヨリ四月三十日迄	〇、五六	〇、〇六
六月ヨリ八月迄	〇、四一	〇、〇五
	〇、三二	〇、〇四

九月ヨリ十一月迄	〇、五〇	〇、〇六
十二月	〇、五二	〇、〇六
一月	〇、五六	〇、〇七五
二月	〇、六二	〇、〇八五
三月及四月	〇、六八	〇、〇九
五月	〇、五六	〇、〇六五
十月ヨリ十二月、迄四月及五月	〇、三二	〇、〇四
一月	〇、三五	〇、〇四五
二月及七月ヨリ九月迄	〇、四〇	〇、〇五
三月及六月	〇、三七	〇、〇四五
三月十六日ヨリ六月三十日迄	〇、三〇	〇、〇四
其ノ他ノ月及三月一日ヨリ三月十五日迄	〇、四八	〇、〇六
十一月一日ヨリ一月十五日迄	〇、六五	〇、〇八
五月及三月一日ヨリ三月二十日迄	〇、八〇	〇、一〇
二月、六月及十月	〇、四五	〇、〇五五
三月二十一日ヨリ四月三十日迄	一、二〇	〇、一五
七月ヨリ九月迄		

若立二寸ヲ超ヘルモノハ本表價格ノ三割下ゲノ額ニ依ルモノトス
 (からしな及おほからしなヲ除ク)
 しゆんぎく
 ほうれんそう

若立二寸ヲ超ヘルモノハ本表價格ノ三割下ゲノ額ニ依ルモノトス

◆鳥取縣告示第八百十九號

價格等統制令第七條ノ規定ニ依リ本縣ニ於ケル煉炭及豆炭ノ最高販賣價格左ノ通指定ス
 昭和十六年九月九日鳥取縣告示第七百三十四號(煉炭及豆炭ノ販賣價格指定ノ件)ハ之ヲ廢止ス
 昭和十七年十二月二十六日

鳥取縣知事 土肥米之

煉炭及豆炭最高販賣價格
 一、孔明煉炭

種類	寸法		等級	風及筒數	袋引及筒數	渡區	卸賣業者最高販賣價格		小販業者最高販賣價格	
	寸徑	寸高					店先(小販業者)	込渡(小販業者)		
同	四寸	三寸	一級	一四筒	第一區	第一區	圓七五	圓八五		
同	三寸	三寸	二級	一四筒	第二區	第二區	圓七九	圓八三		
同	三寸	二寸	二級	一四筒	第三區	第三區	圓七二	圓八二		
同	三寸	二寸	二級	一四筒	第三區	第三區	圓七六	圓八六		
同	三寸	二寸	二級	一四筒	第三區	第三區	圓八〇	圓九〇		

寸法	等級	袋引	第一區		第二區		第三區	
			第一區	第二區	第一區	第二區	第一區	第二區
四寸モノ	三、九三	一四筒	一〇七	一〇二	一〇七	一〇二	一〇七	一〇二
同	同	同	九三	八八	九三	八八	九三	八八
同	同	同	八八	八三	八八	八三	八八	八三
五寸モノ	四、八四	一筒	一四三	一三七	一四三	一三七	一四三	一三七
同	同	同	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七
同	同	同	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七	一三七
六寸モノ	五、八四	同	二二六	二二一	二二六	二二一	二二六	二二一
同	同	同	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一
同	同	同	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一	二二一
七寸モノ	六、七五	同	三三四	三二九	三三四	三二九	三三四	三二九
同	同	同	三二九	三二九	三二九	三二九	三二九	三二九
同	同	同	三二九	三二九	三二九	三二九	三二九	三二九

(一) 引渡地區ノ區別ハ左記ニ依リ

- 第一區 鳥取市、米子市、倉吉町、西伯郡ノ中境町、外江村、渡村、上道村、餘子村
- 第二區 岩美郡ノ中字倍野村、面影村、米里村、津ノ井村、倉田村、氣高郡ノ中大正村、千代水村、美穗村、豐實村、松保村、湖山村、東郷村、東伯郡ノ中小鴨村、西郷村、上北條村、中北條村、下北條村、日下村、

00446

社村、上小鴨村、灘手村、旭村、三朝村、西伯郡ノ
 中 中濱村、大篠津村、和田村、崎津村、富益村、
 夜見村、彦名村、日吉津村、大和村、大高村、縣村、
 春日村、巖村、五千石村、成實村、尙徳村、幡郷村、
 手間村、天津村

第三區 第一區、第二區ヲ除ク地區

(二) 本表價格ハ全國煉炭工業組合會ノ定ムル品位規格ヲ表示
 シタル種類又ハ等級ノモノノ價格ニシテ表示ナキモノノ價格
 ハ本表價格ノ半額トス

(三) 一回ノ取引總額ニ於テ一錢未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ厘位
 ヲ四捨五入スルモノトス

二、豆 炭

等級	正味重量	卸賣業者最高販賣價格 (小賣店々先渡) 容器付運	備考
一級	一〇疋	八〇、一三	
二級	同	七八、一三	

(一) 本表價格ハ日本豆炭工業組合會ノ定ムル品位規格ヲ表示
 シタル種類又ハ等級ノモノノ價格ニシテ表示ナキモノノ價格
 ハ本表價格ノ半額トス

(二) 一回ノ取引總額ニ於テ一錢未満ノ端數ヲ生ジタルトキハ厘位
 ハ五捨六入スルモノトス

(三) 卸賣業者ガ二〇疋入容器ヲ小賣業者ヨリ買戻ス場合ハ一袋ニ
 付五錢(卸賣業者店先持込渡) 以內トス

00447

彙報

一月の常會徹底事項

大東亞戰下こゝに皇紀二千六百三年、昭和十八年の輝く新年を
 迎え、戰勝國民として益々銚後の總力戰態勢を強化し、頑敵米英
 殲滅の實を擧ぐべく、國を擧げて國內悉く戰場、國民悉く戰士の
 確固たる決意を愈々固める爲一月の常會に於ては次の事項を全般
 に徹底實踐せしめることとなつた。

誓

一、年頭に當り「必勝の誓」を致しませう。
 大東亞戰爭二度目ノ新年デス。勝負ハ正ニ之カラデス。
 戰フ皇軍ニ事缺カセヌヤウ、アクマデ生産ヲ増強シ、勝ツテ
 勝ツテ勝ヌ拔イテ敵ヲ降参サセマセウ。
 國內モ戰場デス。總テガ戰爭生活デス。
 誓ツテ 皇御民ノ限リナキ戰力ヲ發揮致シマセウ。
 二、新調や新規購入を止めて貯蓄しませう。
 愈々國家の生産力を戰爭遂行に集中せねばならぬ時となりまし

た。又貯蓄も益々増さねばなりませぬ。
 (イ) 總て有合せで濟ます工夫を致しませう。
 (ロ) 隣組や部落會町内會で不要品の交換を致しませう。
 三、戦力強化のために豚や軍兎の増産に努めませう。
 榮養を良くして長期戦に勝ち抜く旺盛な体力を培ふと共に、酷
 寒の戦野に戦ふ將兵の防寒服や飛行服になくはならない兎の
 毛皮をどしどしと第一線に送り出すために、豚や兎の増産に努
 力しませう。

- (一) 厨芥等で豚の増産に努めませう。
 (イ) 都市の家庭ではやむなく出た厨芥を他の塵芥と區別
 し、更に硝子、陶器類等の危険物や辛いもの、煙草
 の吸殻等を入れないで出しませう。
- (ロ) 農村では、之等の厨芥の利用や其の他の工夫で盛ん
 に豚を飼ひ、同時に堆肥を澤山作りませう。
- (二) 大いに軍兎を飼ひませう。
 (イ) 仔兎は市町村農會に依頼すれば手に入れられること
 になつてゐます。
- (ロ) 兎箱は林擒箱等の空箱で、餌は野菜屑、厨芥、野草
 等で間に合ひ、子供でも飼ふことが出来ます。尙ほ
 飼ひ方や販賣の方法等の詳しいことは各市町村農會

00448

で指導に當つてゐます。

四、薬工品の増産と回収に努めませう。

叭、繩、苧が足りないとい各種物資の荷造りが出来なくなり、肥料や塩の配給が困難となるばかりか、戦地の兵隊さんへの物資の輸送にも差支へます。

(イ) 遊んでゐる製苧機、製繩機のないやう必ず叭、繩、苧を作り、又之が利用の出来ぬものは之を造るものへ原料薬を供出させよう。

(ロ) 産業組合、商業組合等の薬工品回収に協力し、出来るだけ故俵、肥料空叭の供出に努めませう、この爲青年學校國民學校の生徒にも手傳つて頂きませう。

五、軍需品生産のためにアルミ貨以外の補助貨の回収に協力させよう。

政府は本年十二月からアルミ貨以外の補助貨を回収して、アルミ貨や小額紙幣又は銀行券と引換へることになりました。其の中に含まれる銅やニッケル等は軍艦・大砲・戦車・飛行機等の貴重な資材となるからです。この際私共は一枚残らず之を米英撃滅の第一線に送りませう。

(一) 引換へられるもの

ニッケル貨・白銅貨・アルミニウム青銅貨(以上孔あきの

十錢と五錢)銅貨・青銅貨(以上二錢、一錢、半錢、五厘及び一厘)銀貨(五十錢、二十錢、十錢、五錢)並に寛永通寶の二厘錢、一厘錢及び文久・永寶の一厘、半錢

(二) 引換への機關

全國銀行本支店、出張所、信託會社、信用組合、戦時物資活用協會

(三) 引換への方法

(イ) アルミ貨以外の補助貨を持つた者は直ぐ之を直接に最寄の引換機關に持参して引換へること。

(ロ) 部落會・町内會又は隣組では、成るべく特定日を定めて各戸より取纏めて引換への斡旋をなすこと。

(四) 引換への手数料

引換機關では引換へた者に對して其の種類に拘らず五十箇毎に五錢(但し五十箇未滿は切捨)の引換手数料を支拂ひます。

×

×

民間金屬類特別回収

(一) 一般家庭神社寺院等を含む)

本年度第二次實施要項

大東亞戦争完遂の爲には鐵銅類自給体制の確立が是非必要であつて、これが爲昭和十七年に於て金屬類の特別回収を行ひ、特に指定施設に對する特別回収については昨年に引き續き最後の回収を行つたのであるが、現下の戦局は逐日に長期戦に耐へる軍備の擴充、格別戦艦其の他船舶の増強は必須緊迫の状況であつて、鐵銅類の需要は益々増大の勢にある爲、今回更に一般家庭・神社・寺院等を含む本年度第二次民間金屬類特別回収を最終的に實施して、舉縣一致この難局の打開を期することとなつたので、各位の理解と協力により徹底的供出を期待する次第である。

第一方 針

- 一、戰場意識を昂揚し、傳統の敢闘精神を愈々發揮せしめて戦力増強に努めしめること。
- 二、本回収は今期間に於て總ての回収物件を全部供出せしめて「最終的」のものたることを徹底せしめること。
- 三、回収物件を「鋭意探究に努め徹底的回収」に努めること。

四、第一次回収実績は縣目標額の六割餘に過ぎなかつたので、これが完遂を期すること。

第二 趣旨の普及及び徹底

一、縣・地方事務所に於て爲すべき事項

1、市町村主任者協議會を開催すること。

2、各種宣傳機關を利用し、趣旨及び回収期日の周知を期すること。

3、大政黨會・翼贊壯年團・大日本婦人會の支部・其他各種團體の協力を求めること。

二、市町村に於て爲すべき事項

1、部落會・町内會、隣保班・警察官吏・學校・翼贊壯年團青少年團・婦人團體等の協力を求めること。

2、金屬類保有者に對し勸奨狀を發し、必要に應じ懇談會等を開催し極力供出を慫慂すると共に、出來得る限り各種團體等により戸別勸奨を行ふこと。

3、ポスター・立看板の掲出。

4、回覽板又は常會の利用

5、曩に内示した市町村回收施設費に對する助成金は十八年一月中に交付の豫定であるから、この助成金並に施設費の有効適切な使用を圖ること。

00449

00450

第三 實施組織

一、回收期間

昭和三十七年十二月一日より
同 十八年一月末日まで

2、市町村集荷

別途市町村に對する通牒に據り、各市町村毎に所定の期日までに所定の場所に集荷を完了する。

3、物件引取

同様通牒に據り、二月一日より同二十日までの間に於て縣指定の引取場所に於て取引を行ふ。

二、回收機關

金屬回收統制株式會社

取 扱 人

因幡部 東洋鐵屑株式會社
伯耆部 伊藤 金次郎

三、集荷及び鑑定

翼贊壯年團・青少年團體、婦人會・勤勞奉仕團の協力を求めて戸別巡回方法に依り指定の場所に集荷し、鑑定人をして秤量鑑定せしめる。

四、荷造及び出荷

市町村は出荷に當りては銘柄別に荷造りし、正味量・市町村名を明記し、荷札を附して引取場所に出荷期間を厳守して出荷するのであつて、地方事務所・市町村は引取期日に引取場所に立會して回收機關に回收物件を引渡し、回收機關は引取調書を市町村及び地方事務所へ引渡す。
尙市町村は買上傳票に總括票を添へて縣回收事務所へ提出し地方事務所は回收の概況に引取調書を添へて縣に報告する。
五、以上の外總べて第一回回收取扱要項に據る。

海軍志願兵の國家的意義

青少年は奮つて海軍に志願せよ

昭和十八年度の海軍志願兵徵募については去る十二月八日の本縣公報第千三百九十一號に縣告示第七百七十六號を以て告示せられ徵募検査は明年

一月十四、十五、十六日 八頭郡 賀茂國民學校
同 十八日 鳥取市 修立國民學校
同 十九、二十日 岩美郡

00451

同 二十一、二十二日 氣高郡 寶木國民學校

同 二十三、二十四、二十五、二十六日 東伯郡 成徳國民學校

同 二十八日 同 八橋國民學校

同 二十九日 西伯郡 御來屋國民學校

同 三十日 米子市 米子青年學校

二月一、二、三日 西伯郡 根雨國民學校

同、五、六日 日野郡

を以て實施せられ、志願者は検査期日一週間前までに志願書を居住地市町村長を經由して知事に提出すべきことになつてゐるのであつて、徵募される兵種の説明、志願手續、學力試験、身体検査規格等については既に十一月二十日附縣公報第千三百八十六號に記してゐる處である。

△

一、海軍にも陸軍と同様満二十歳に達した壯丁より徵募する徵兵の制度(三ヶ年)があるのだから、別に志願兵を募集しないでもその際それだけ多く徵兵をとればよいではないかと考へる人があるかも知れぬが、それは海軍のことを知らぬ人の考へであつて二年や三年の徵兵期間では決して海軍軍人、わけても飛行機や大砲・魚形水雷・または無線電信や機關や電機、その他いろいろの

重要兵器の責任の多い長となつて戦に従ふ腕前になることは困難であつて、海軍には徵兵ももとより必要であるが、將來下士官となり准士官となり、更に進んでは特務士官となりて一生海軍に御奉公しようとする志願兵が是非必要なのである。

△

今回の大東亞戦争に於て、特殊潛航艇と航空部隊だけでハワイのアメリカ太平洋艦隊を撃滅させ、又は二隻で敵の七隻を撃破する等底知れぬ威力を示してゐるのもその原因には我が海軍に永年腕を磨き心を錬つて來た多くの志願者が、優れた上官に率ゐられてゐることが挙げられるのである。
また軍艦や驅逐艦潛水艦等の我が海軍艦船は、世界のいづれにも優れて精巧な新鋭兵器で埋められてゐるのであるが、この精巧を極めた兵器を生物のやうに自由自在に使ひこなすことは生やさしい業ではなく、従つて二年や三年の海軍現役では重要な配置につき得る力は養成されないであつて、さらに如何なる激烈な戦闘の中にあつても自若として奮戦する精神の持主となる爲には、更に一人前以上の腕前を有してゐなければとても望むことは出来ないものである。故に海軍が志願兵に期待するところ甚だ大であるのは當然のことであつて、寧ろ志願兵こそは軍艦を動かす人的原

00452

動力であり、心なき兵器に活を入れて生ける兵器たらしめる最も重要な要素といはねばならぬのである。

従つて海軍人的要素の中堅として、上官の絶対の信頼を寄せられるのはこの志願兵であり、志願兵の多少は直接我が國防に關するといつて決して過言ではないのであつて、幸にして大東亞戰爭開始以來海軍志願兵の志願者は以前に比して一躍二倍三倍と増加しつゝあると聞くのであるが、尙未だ充分なりとは爲し得ないものである。

冀くは我が海洋國日本の青少年諸君は學つて海軍志願兵を志願していただきたい。今次の戰爭に於てアメリカを倒しイギリスを滅した曉、彼等が自由氣儘に横行した世界の太平洋は果して誰が護り通すか、それは勿論我が海軍に外ならない。そして將來世界の盟主としての我が海軍の責任は重大となり、同時に海軍志願兵の使命もいよゝ重大さと光榮とが加へられるのである。海の民なら男なら、今ぞ奮つて海軍志願兵として輝く日本海軍の一員となるべきであらう。切に青少年諸君の奮起を切望する次第である。

なほ念の爲、志願して受檢する人の爲に特に心得べき事項を附記して置く。

一、検査は二ヶ所で受けることはならぬ

海軍志願兵施行規則第四十一條に「志願者ニシテ一検査所ニ於テ検査ヲ受ケタル者ハ同一検査期間ニ更ニ他ノ検査所ニ於テ検査ヲ受クルコトヲ得ズ」と規定されてゐるのであつて、多くの志願者中には採用されたい一念から二ヶ所で受檢しようとする者も無いとはいへぬが、これは固く禁ぜられてゐるのである。これまでも甲乙二地で検査を受けて共に合格したが、それが發覺していづれも取消された例もあるから、決してこのやうなことをしてはならないのである。

二、徴用中の者でも志願出来る

會社・工場・事業場・商店等に傭はれてゐて、傭主と如何なる契約を取交はしてゐても海軍志願兵を志願することは少しも妨げられない。たとひ國民徴用令によつて徴用されてゐる者でも規格、つまり志願年齢内にある立派な日本男子ならば、すべて堂々と志願することが出来るのである。

三、検査には必ず出頭すること

志願兵は本人の志願によつて志願するのであるが、志願者に對して検査場に出頭を命ぜられるのは、兵役法第三條による志願兵令の定むるところに依りて、一定の手續を経て徵募検査に出頭を命ぜられるのであるから、儼然たる公的關係に立つもので

00453

あつて、勝手に缺席してはならない。

志願者がかし指定された日時に指定された検査場に出頭しなかつた時は、たとひ如何なる事由があつてもその志願者の爲に特に検査を行はれることはないのである。但し病氣その他やむを得ぬ事由の爲に出頭出来なかつた者が、他の検査場で受檢を願ひ出た時は、徵募官に於て特に許可されることもあるが、この場合は志願書を出した地の市町村長が同行するか、又は検査委託の添書を新検査地の市町村長に差出さねばならぬことになつてゐるのであつて、徵募官を始め各關係方面に多大の面倒をかけることになるから、志願者は一旦志願書を出した以上は、健康に注意して検査當日に備へ、検査當日は如何なることがあらうとも絶対に缺席せぬやう心掛くべきである。

本縣黒ダイヤ戰士に

福岡鑛山監 督局長より 全國初の表彰狀

本縣の黒ダイヤ戰士に全國最初の表彰狀—即ち濱崎清(鳥取市新鑛物師町)氏を隊長とする總員十五名の青果、醬油班は、去る十一月七日鳥取を出發、福岡縣三井三池炭鑛に黒ダイヤ戰士とし

て乗込んで以來、毎日早朝から夜遅くまで眞つ黒になつて掘つてく掘り抜いた、休日も何もない。而も大東亞戰爭勃發第二年目の十二月八日の大增産日には運び切れない程の石炭を掘つてく掘りまくつたのである。其の結果、全國最初の表彰狀が福岡鑛山監督局長から授與せられたのである。此の事實は、本縣民の特性を如實に物語るものであつて洵に喜ばしいことであると共に、本縣將來の勤勞報國隊は素より、全國勤勞報國隊に對して大きな示唆を與へるものと云はなければならぬ。

此處に其の表彰文並に隊員の氏名を記すと次の如くである。

表 彰 狀

鳥取市商業組合	青果
醬油	
勤勞報國隊	
右者昭和十七年十一月七日勤勞報國隊トシテ總員十五名三池炭鑛ニ出動爾來終始規律嚴正勤勞報國ノ眞義ニ生キ以テ石炭増産ノ國家的要請ニ應ヘ優秀ナル成績ヲ收メタリ仍テ茲ニ之ヲ表彰ス	

昭和十七年十二月十四日

福岡鑛山監督局長

正五位 白 井 義 之
勳四等

00454

隊員氏名

- 濱崎 清 (鳥取市新鑄物師町) 隊長
- 市場 安次 (同 南品治町) 副隊長
- 松森 達夫 (鳥取市職人町)
- 尾垣 爲次郎 (岩美郡宇倍野村宮ノ下)
- 岡本 岩造 (鳥取市元大町)
- 山根 英雄 (同 東品治町)
- 片岡 信藏 (同 立川五丁目)
- 千谷 信夫 (同 南品治町)
- 吉田 守明 (同 同)
- 林 茂 (同 行徳)
- (以上青果班)
- 福田 悦三 (鳥取市元魚町)
- 清水 武夫 (同 吉方町)
- 檀村 喜美藏 (同 藪片原町)
- 森 民夫 (同 立川町)
- 八幡 關藏 (同 吉方町)
- (以上醬油班)

週報・寫真週報掲載内容

(十二月二十三日發行)

▲週報

先般撰定された愛國百人一首は、往々にして新聞雜誌に謄り傳へられたためにその判談に迷ふ向が極めて多いので、當局では一般の切なる要望に應じて、本號に正しき訓讀を施した愛國百人一首を發表し、一般の人々に便宜を與へてゐる。

○明年度の豫算概説

○十八年の入學考査

○船員を援護

○標準漢字

○愛國百人一首

▲寫真週報

○陛下の伊勢神宮御親拜

○靖國神社に於いて一億國民戰勝祈願

○全國の戰爭一周年記念日

○ソロモン海戰の戰果

○ガダルカナル島を中心としたる激戰

○東京に於ける滞貨一掃

00455

敵機は必ず来る！空を守らう

○常會の頁

○現地通信ポルネオ、スマトラ

◎文部省推薦兒童圖書

◇花トヨイコチャン

國華堂書店發行

深澤 紅子 畫
B五判 定價 三〇頁
四十錢

◇山ノオモチヤ

博文館發行

瀧田 要吉 畫・文
B五判 定價 三二頁
四十錢

◇渡邊華山

三省堂發行

石川 淳著
A五判 定價 三〇三頁
二圓

◇石炭を生む山

學習社發行

大宮 昇著
A五判 定價 二〇六頁
六十五錢

○行旅死亡人

岩手縣九戸郡夏井村長取坂ニ係ル左記行旅死亡人ニ付心當ノ向ハ直接同村長宛照會相成度

一、本籍地、住所、氏名、不詳

二、推定年齢 六十歳位

三、性別 男

四、相貌 中肉身丈五尺一寸頭髮頭前部禿、顔色淺黒、口並、耳並齒並、鼻並

五、着衣 黒木綿ノ半纏、ネルノ半纏、メリヤスシャツ、メリヤスズボン下、地下足袋ヲ穿キ居リ

六、携帶品 一錢銅貨六枚、鉛筆一本

七、死亡別 溢死

八、發見日時場所

昭和十七年十月八日午後三時三十分九戸郡夏井村大字閉伊ノ口山林内ニ於テ溢死体ヲ發見身元不明ニ付假埋葬ニ附シタリ

× ×